

共済契約者等 様
(福利協会事務ご担当者 様)

公益財団法人神奈川県福利協会

福祉医療機構「退職手当共済新システム」への移行に伴う源泉徴収事務について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃当協会事業についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

独立行政法人福祉医療機構(以下、機構)より既にご案内の通り、現行の電子届出システムは12月11日17時で全機能が停止し、新システムが2025年1月6日より利用開始となりました。

それに伴い、機構の新システム移行後の源泉徴収事務についてご確認をお願いいたします。

下記の手続きは、福祉医療機構ウェブサイト>退職手当共済事業>退職手当共済新システムのご案内>システムの紹介動画の「被共済職員退職届の提出手続き」動画資料の26~27枚目に対応しています。https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsysteem_guide/

(1) 退職手当金支払いの順番について

福利協会の「退職共済制度」と機構の「退職手当共済制度」の加入者が退職時、両制度に退職金の請求をする場合、機構が最終支払者になります。これまで通り、福利協会の受給手続きを行った後に、機構の手続きをしてください。両制度から給付された退職金を合算し、機構において最終的な税務処理源泉徴収を行いますので、新システムの退職手当金支払いの順番は、「福祉医療機構を後に請求」を選択してください。

(2) 源泉徴収票データの登録について

福利協会 WEB 通知システムから「退職所得の源泉徴収票」をダウンロードし、機構の新システムで退職届の提出時、加入者ごとに源泉徴収票データをアップロードしてください。

※ 福利協会 WEB 通知システムから源泉徴収票をダウンロードする方法

福利協会 WEB 通知システムにログイン後、対象年月を退職一時金の給付年月に選択し「退職所得の源泉徴収票」のボタンをクリックするとダウンロードできます。

なお、2024年6月以前の「退職所得の源泉徴収票」は福利協会 WEB 通知システムよりダウンロードできませんので、必要な場合は当協会にお問い合わせください。

本通知では、機構の新システム移行に伴う当協会と関わる事項についてのみ記載しております。新システム移行に関する全般的なお問い合わせは機構に直接ご連絡ください。

独立行政法人福祉医療機構 共済部退職共済課 電話 0570-050-294

問合せ先：(公財)神奈川県福利協会(担当：松本_裕・井上) TEL：045-263-6017